

医療事故調査に指針

遺族の負担軽減へ

医療事故の再発防止を目的とする「医療事故調査制度」が来年10月に導入されることが決まった。早期の原因究明も制度の狙いで、長期の民事裁判に苦しむ遺族側の負担軽減も期待される。厚生労働省は運用の在り方を示すガイドライン作りに着手するが、事故の隠蔽や見過ごしを防ぎ、院内調査の信頼性を確保する制度づくりが課題だ。【桐野耕一】

クローズアップ 2014

運用の透明性課題

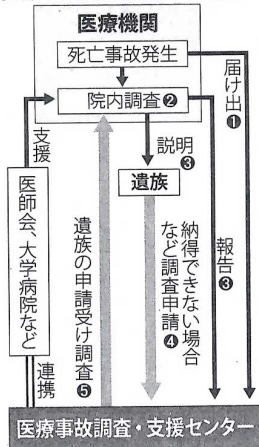
厚生労働省によると、医療行為に伴う「予期せぬ死亡」事故は年間1300〜2000件と推計される。最高裁によると、医療関係訴訟の新規提訴件数は昨年809件、この数年は700〜800件台で推移している。

これまででは死因に不信を抱いた遺族は警察に告訴するが民事訴訟に訴えるしかなかった。しかし、警察は「捜査上の秘密」を理由に遺族に事実を伝えないことがあるうえ、医師個人の刑事責任の追及が目的であるため、組織的背景までは解

明されないとの指摘がある。訴訟は、長い年月がかかることが遺族の負担だ。医療機関側からも、再発防止につなぐににくいとの声が出ていた。

こうした現状を背景に、医療事故調査制度は、遺族と医療界双方の要望から浮

医療事故調査制度の仕組み



「なぜ死んだのか。その真実を知るために苦しむ人を減らすことができる」。医療事故被害者の家族でつくる「医療過誤原告の会」の宮脇正和会長（64）＝東京都東村山市＝は、曲折を経て決まった医療事故調査制度の創設に、感慨を込めてそう語る。

31年前、軽い肺炎で入院した2歳9カ月の次女が病院で死亡した。裁判所に申し立てて入手したカルテを調べ、医療過誤だったと確信。病院を提訴した。病院側がミスを認めて謝罪し、和解にいたるまでに8年かかった。2005年に同会の会長に就き、「医療過誤を繰り返さないための仕組みが必要だ」と、医

制度化 家族の会が尽力

療事故調査制度の創設を求めてきた。同じ考えを持つ他の団体と「患者の視点で医療安全を考える連絡協議会」を結成。署名活動やピラ配りを続けてきた。医療界にも再発防止を目的とする第三者機関を求める声があった。患者死亡事故が刑事事件に発展するケースが相次いだこ



医療事故調査制度の創設を訴え、ピラを記する宮脇正和さん＝東京都荒川区のJR西日暮里駅前で15日、桐野耕一撮影

とがある。日本外科学会などがきた。同じ考えを持つ他の団体と「患者の視点で医療安全を考える連絡協議会」を結成。署名活動やピラ配りを続けてきた。医療界にも再発防止を目的とする第三者機関を求める声があった。患者死亡事故が刑事事件に発展するケースが相次いだこ

とがある。日本外科学会などがきた。同じ考えを持つ他の団体と「患者の視点で医療安全を考える連絡協議会」を結成。署名活動やピラ配りを続けてきた。医療界にも再発防止を目的とする第三者機関を求める声があった。患者死亡事故が刑事事件に発展するケースが相次いだこ

第三者機関と遺族に報告する――の2点が主な柱だ。遺族は、院内調査に納得できない場合、第三者機関に調査を申請できる。厚生労働省は、事故調査のモデル事業を行っている一般社団法人「日本医療安全調査機構」などを同センターに指定することを検討している。

ガイドラインの策定で課題となるのは、死亡事故の

隠蔽を防ぎ、医療機関にすみやかな報告を促す仕組みをどう作るかだ。

東京女子医大病院の医療事故では、男児の死亡時、死因は「自然死・病死」とされ、予期しない「異状死」として扱われなかった。病院が監視下に届け出たのは

東京女子医大病院の医療事故 2月21日、首のリンパ管手術を受けた2歳男児が手術後に死亡した。男児は集中治療室で人工呼吸器を使った呼吸管理を受けた際、この条件下で小児患者への使用が禁止されている鎮静剤「フロボフォル」を家族の承諾なしに投与されていた。病院は男児の死亡と投与との因果関係を認めて謝罪。男児と同様にフロボフォルの投与を受けていた小児患者が12人死亡していたことは判明した。これについては病院は「感染症などが原因」として因果関係を否定。2歳男児の死亡について警視庁は、業務上過失致死容疑で捜査している。

事故の4日後、男児の火葬の後だった。遺族側は「異状死を疑ったにもかかわらず、意図的に届け出を遅らせたのではないかと疑念を抱く。当初の死因の判断が不適切だったことが遺族の不信を増幅させた。こうしたケースを減らせるよう

なガイドラインが必要だ」と医療関係者は指摘する。遺族団体は、「予期せぬ死亡」の判断が医療機関に任せられ、遺族が院内調査を求めても医療機関に応じる義務がないことを懸念する。「事故を隠そうとする場合に備え、第三者機関に遺族の申告や内部からの通報を受け付ける窓口を設けるべきではないか」との声も上がる。

院内調査の信頼性も課題だ。新制度では「支援」として医師会などから院内調査に外部の専門家を入れる。「法律家など医療界以外の方がいいのではと思う」と問題点を認めた。

外の専門家も加えるべきだ」との意見もある。

東京女子医大病院の事故では、院内調査の中間報告に対し、遺族が撤回を求めた。その理由を遺族の弁護士は「重要な事実が欠落したり、誤りではないかと思われる事実が記載されたりしている」と語る。同病院の永井厚志病院長も、今月12日の記者会見で「院内調査は仲間内の議論になり、限界がある。厳しい目で見たら、経験のある司法関係者などに調査してもらった方がいいのではと思う」と問題点を認めた。